

過疎地域の追加指定について

1 概要

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の規定に基づき、令和2年国勢調査の結果を踏まえ、本県過疎地域の追加指定が行われる見込みである。

2 追加指定される区域

- ・ 吉野川市（旧山川町の区域）
- ・ 阿波市（旧市場町の区域）

3 公示予定日

令和4年4月1日

4 その他

公示後速やかに、本年度策定した「徳島県過疎地域持続的発展方針」及び「徳島県過疎地域持続的発展計画」に対象地域を追加するとともに、吉野川市、阿波市に対して「過疎地域持続的発展市町村計画」策定等の支援を行う。

【参考】本県の過疎地域（令和3年4月1日時点）

- ・ 過疎地域
美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、つるぎ町、吉野川市（旧美郷村の区域）
- ・ 特定市町村（令和9年度までの経過措置地域）
東みよし町（旧三好町の区域）